

東京都公安委員会告示第 2597 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 5 月 29 日

東京都公安委員会

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
別添のとおり
- 3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都中央区銀座1丁目12-4-7F 株式会社 RICHIE	放置違反金納付命令書 (第 30-104-260313-203286)
茨城県龍ヶ崎市佐貫4丁目23-3-102 SAMARAWERA SACHINI ISURIKA	放置違反金納付命令書 (第 30-113-260204-202527)
東京都江東区潮見1丁目29-22-1207 神作 正行	放置違反金納付命令書 (第 30-113-260218-428994)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-217-260304-203123)
北海道札幌市豊平区豊平1条1丁目1-5-203 細野 倅生	放置違反金納付命令書 (第 30-221-260306-425096)
東京都港区南麻布5丁目1-11-601 田中 大	放置違反金納付命令書 (第 30-329-260307-201556)
東京都町田市木曽東2丁目8-4-308 上野 耕次郎	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260226-205837)
埼玉県蕨市塚越6丁目28-2 ライフステージ蕨105 前田 侑輝	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260306-213188)
愛知県名古屋市中区本郷2丁目142 ヒイロ本郷1階 株式会社 サン・ハート	放置違反金納付命令書 (第 30-554-260126-402026)
埼玉県戸田市下前1丁目9-10-905 亀尾 広光	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260115-411170)
群馬県高崎市高砂町60-1-409 YUAN ZHIHAN	放置違反金納付命令書 (第 30-556-251226-426041)
埼玉県川越市上寺山712-1-2-201 角田 篤彦	放置違反金納付命令書 (第 30-660-260206-203974)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。